

閲覧用

平成27年 第4回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年4月3日

神崎市農業委員会

平成27年 第4回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月3日(金) 9時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 30名 欠席委員 7名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	欠	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	欠	29	委員	鐘ヶ江政明	欠
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	欠	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	欠	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

15番 北御門 勇 委員 18番 島 榮治 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	98件
議案第4号	農振除外申請（第17回）に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	13件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	大隈 豊文
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

あらためまして、おはようございます。

今回の、4月1日の異動で、農業委員会の局長を拝命しました、大隈です、農業委員会は、初めてであります、精一杯頑張りたいと思いますので、皆様方のご指導、ご教示をお願いいたします。

座って議事を進めさせていただきます。（着席）

それでは、平成27年第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会長

みなさん、おはようございます。

外を見れば、桜の花も満開の状況でありますけれども、雨が降って、風が吹けば、一夜にして散ってしまわないかと、心配しております。

さて、農業委員会改革につきましては、5月の連休前後に農業委員会関係の改正法案

のつめの審議がなされるのではないかと聞いております。

私達も、関心を持って見守って行きたいと思えます。

また、集落営農の法人化については、神崎市以外でも色々協議、話し合いが進んでいると、県の方から聞いております。

県においても法人化が見込まれる団体については、集落営農組織、重点的に支援を実施していきたいとのことです。

したがいまして、来年については、何ヶ所か法人化の動きが出てくるのではと思えます。

最後になりますが、選挙で選ばれた委員さんについては、4月から来年3月で任期であります、この1年間、今後とも宜しくお願い致します。

総会終了後に農地中間管理事業の研修会が事務局で計画されておりますので宜しくお願いいたします・

それでは、只今より平成27年第4回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、30名でございます。

欠席届の方が、4番八谷委員、7番小淵委員、10番廣瀧委員、11番志岐委員、12番佐藤委員、14番片江委員、29番鐘ヶ江委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

日程第1 議事録署名委員の指名。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、15番北御門勇委員さんと18番島榮治委員さんの2名をご指名いたします。

どうか、よろしく願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	98件
議案第4号	農振除外申請（第17回）に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	13件

以上でございます。

議 長

申請者の方が入室されますので、しばらくお待ちください。

（申請者入室）

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在、神埼町〇〇、田2筆、畑1筆の合計506㎡、申請理由「現在の農作業場に隣接した申請地に農業用倉庫や新設作業場を直線的に配置し、農作業の更なる高効率化を図り、経営規模の拡大を目指す。」ということです。

申請人は、貸し付け人、神埼市神埼町〇〇、借り受け人、同住所の〇〇、施設の用途は農業用倉庫、作業場、通路などで、農地部分506㎡と宅地部分40.75㎡の合計546.75㎡です。

事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は同額全て自己資金です。転用着工は平成27年5月、工事完成は平成27年7月末の予定です。

受付番号1番の申請は、使用貸借権の設定です。

農振除外決定は平成23年12月19日、農地区分第1種農地で、許可基準は「農業

用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設」となっています。

位置図などについては3ページから5ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、証券会社発行の取引残高証明書となるものが提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平・立面図、建築費見積書などが提出されており、特に問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などについては、抵当権設定機関より農地転用を承諾した承諾書の写しが提出されています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、計画に伴う許可関係は不要であることを神崎市建設課に確認してあります。

農地以外の土地利用については、新設農業用倉庫の敷地として貸し付け人名義の宅地の一部を利用されます。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により市道水路へ排出する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い、さしつかえない」、神崎市土地改良区から「地区外であり支障なし」、神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請については、私の担当地区です。申請内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長・生産組合長にもお会いして話を伺ったところでございます

が、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますので、委員会のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さまでした。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題といたします。

受付番号1番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です、平成27年3月に農業公社へ売り渡した農地を認定農業者へ所有権移転するものです。

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。所有権を移転する者の農業経営の状況等は記載のとおりです。

説明は、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第3号 農業経営基盤強化促進法。第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について、を議題といたします。

議 長

本案につきましては、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにいたしますので、ご了承をお願いいたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、農業委員会の議決を求めます。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので、議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係、
神埼町、新規9件、再設定42件、計51件、
内訳は田123筆、216, 576㎡、畑1筆、124㎡、計124筆、216, 700㎡。

千代田町、新規10件、再設定36件、計46件、
内訳は田101筆、247, 511㎡。畑2筆、122㎡、計103筆、247, 633㎡。

脊振町、再設定1件

内訳は田1筆、2, 211㎡

神崎市、合計98件、

内訳は田 2 2 5 筆、4 6 6，2 9 8 m²、畑 3 筆、2 4 6 m²、計 2 2 8 筆、4 6 6，5 4 4 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表についてを審議いたします。

議 長

3 ページをお開き頂きたいと思います。

議 長

神埼町の再設定分の 2 番の審議を行います。

議 長

それでは、受付番号 2 番について、提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第 3 号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の 3 ページの神埼町再設定 2 番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田 1 筆 1，1 3 4 m²となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号 2 番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号2番について原案のとおり決定されました。

議 長

次に、4ページをお開き頂きたいと思えます。

神埼町の再設定分の受付番号11番を審議いたしますが、〇〇番の〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号11番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の4ページの神埼町再設定11番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 3筆 5, 742㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号11番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号11番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号11番について原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室してください。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、6ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の再設定分の受付番号39番を審議いたしますが、〇〇番の〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号39番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいた

します。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の6ページの神埼町再設定39番の申し出について説明します。
設定する内容は、田 4筆 4, 119㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号39番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号39番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番

から受付番号9番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の2ページの神埼町新規1番から9番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 27筆 39, 104㎡、畑 1筆 124㎡、計 28筆 39, 228㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、3ページの神埼町の再設定分の受付番号1番から7ページの受付番号42番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の3ページの神埼町再設定 1番から7ページの42番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田 96筆 177,472㎡、となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、8ページの千代田町の新規分の受付番号1番から受付番号10番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の8ページの千代田町新規 1番から10番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 30筆 76, 113㎡、畑 2筆 122㎡、計 32筆 76, 235㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、千代田の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、9ページの千代田町の再設定分の受付番号1番から12ページの受付番号36番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の9ページの千代田町再設定 1番から12ページの36番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 71筆 171, 398㎡、となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の、13ページの脊振町の再設定分の受付番号1番の審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の13ページの脊振町再設定 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 1筆 2, 211㎡、となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決いたします。

議案第3号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、別冊の議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査について、を議題といたします。

それでは、1ページの受付番号1番について、提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行第3条の2第1号の規定により、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項順に番号、地区名、申請人、変更理由、筆数、面積の順にしたがって説明させていただきます。

地区名、千代田町〇〇、申請人 〇〇、変更理由 南部工業団地造成地、申請地 10筆 36,828㎡となっております。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については、記載のとおりとなっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

何かありませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇です。

議 長

〇〇番〇〇委員さん。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇でございます、3ページの条件の欄に〇〇さんの印鑑がおしてありますが、押してある理由を説明してください。

議 長

農政水産課、説明をよろしいでしょうか。

農政水産課

農政水産課、平です、後以って回答いたしたいと思えます。

議 長

後以って回答するというので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

他にどなたか質問ないでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第4号の受付番号1番、農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を添えて回答することによろしいでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

事前審査については、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議をおわります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから5ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について を議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から5ページの受付番号13番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号13番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを説明いたします。

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから5ページに記載しております、受付番号1番から受付番号13番までにつきましては、すべて経営基盤強化促進法による貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番 土地の所在 神埼町〇〇及び千代田町〇〇、田 22,554 m²。
受付番号2番 土地の所在 千代田町〇〇、田 7,848 m²。
受付番号3番 土地の所在 千代田町〇〇、田 1,429 m²。
受付番号4番 土地の所在 神埼町〇〇、田 3,236 m²。
受付番号5番 土地の所在 神埼町〇〇、田 3,828 m²。
受付番号6番 土地の所在 神埼町〇〇、田 2,442 m²。
受付番号7番 土地の所在 神埼町〇〇、田 3,339 m²。
受付番号8番 土地の所在 神埼町〇〇、田 4,119 m²。
受付番号9番 土地の所在 神埼町〇〇、田 2,027 m²。
受付番号10番 土地の所在 神埼町〇〇、田 1,856 m²。
受付番号11番 土地の所在 神埼町〇〇、田 4,188 m²。
受付番号12番 土地の所在 神埼町〇〇、田 5,072 m²。
受付番号13番 土地の所在 千代田町〇〇、田 3,094 m²。

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

農政水産課より、〇〇委員さんの質問の、3ページの農業振興地域整備計画変更申請書の条件に〇〇さんの印鑑が押してある理由を説明したいとのことです、説明して頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(農政水産課入室)

議 長

農政水産課、説明をお願いいたします。

農政水産課

農政水産課、平です、確認したところ、〇〇さんはこの申請地の隣接者です、回答が

遅くなって申し訳ありませんでした。

議 長

この回答で、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(農政水産課退室)

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年 第4回 神崎市農業委員会 総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

10時23分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年4月3日

神崎市農業委員会

会 長 田 中 久 男

15番 委員 北御門 勇

18番 委員 島 榮 治